

入札監理小委員会における審議結果報告 さいたま新都心合同庁舎 1 号館の管理・運營業務

財務省関東財務局の標記業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

財務省関東財務局が管理するさいたま新都心合同庁舎 1 号館の管理・運營業務であり、公共サービス改革基本方針（平成 25 年 6 月 24 日閣議決定）別表において選定され、業務の包括化と契約年数の複数年化等を実施し、市場化テストは 3 期目となる。

○事業内容：さいたま新都心合同庁舎 1 号館の管理・運營業務

（①警備業務、②清掃業務、③電気機械設備等運転・保守管理業務の 3 業務から成る。）

○対象施設：さいたま市に所在するさいたま新都心合同庁舎 1 号館

（敷地面積 20,013 m²、建物面積 10,074 m²、延床面積 123,903 m²）

○事業期間：令和 2 年 4 月～令和 5 年 3 月の 3 年間

○選定経緯：平成 24 年度選定作業において、ヒアリング対象事業として財務省へ通知後、自主的選定の意向が示されたもの。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

【評価の内容】

(1) 設備関連業務、清掃業務、警備業務（廃棄物処理業務については、次回契約から切り離し）の 3 業務へ分離発注を行うことにより、業務の質を確保しつつコストの削減につながる可能性があり、今後の取組の中で積極的に検討すべきと考える。

【対応】

上記のとおり、①警備業務、②清掃業務、③電気機械設備等運転・保守管理業務として、3 業務へ分離して発注することとした。

(2) 既に市場化テストを終了しているさいたま新都心合同庁舎 2 号館の仕様と比較し、変更ができる箇所について検討を行う。

【対応】

上記のとおり 2 号館の仕様と比較し、警備業務について、下記のとおり変更した（資料 2 - 2 警備業務実施要項別紙 4 の 1 頁～3 頁）。

- ・ 開庁日夜間における防災センターの配置ポスト数 6 → 5
- ・ 閉庁日における防災センターの配置ポスト数 6 → 4
- ・ 配置ポスト毎に必要なとする技術者区分（警備員 A, B, C）を明記
- ・ 警備長の資格要件から「警備員指導教育責任者」を削除

3. その他の変更点について

- 入札参加グループにおけるグループ企業の入札参加要件について、競争参加資格を「A」～「D」等級に拡大した（資料2-2警備業務実施要項8頁、清掃業務実施要項8頁、電気機械設備等運転・保守管理業務実施要項9頁）。
- 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと及び労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないことについて、記述を追記（資料2-2警備業務実施要項8頁、清掃業務実施要項8頁、電気機械設備等運転・保守管理業務実施要項9頁）。
- 清掃業務について、下記のとおり変更を行った。
 - ・入居官署（関東地方環境事務所）の増加に伴う清掃面積の変更（資料2-2清掃業務実施要項別紙4の1頁、2頁）。
 - ・現状に見合う形で一部清掃箇所、室名等の見直し。
 - ・グリストラップ清掃等において排出される汚泥等が産業廃棄物に該当し、産業廃棄物の運搬・処分を委託する場合は、委託者が直接許可を受けている業者と契約を締結する必要があることから、本業務から削除し、別途許可を受けている業者と契約することとした（資料2-2清掃業務実施要項別紙4の8頁、9頁）。
- 電気機械設備等運転・保守管理業務について、下記のとおり変更を行った。
 - ・設備の更新や課名変更等に伴う型番や設置場所名等の変更。
 - ・計画的な設備点検等を一部変更（建物等定期点検、昇降機用設備補修等）。

4. 実施要項（案）の審議結果について

実施要項（案）の修正を伴う委員の意見はなかった。

5. パブリックコメントへの対応について

- 令和元年9月6日から9月27日までパブリックコメントを行った結果、4件意見が寄せられ、うち3件について実施要項の修正を行った。
 - ・（警備業務）総合案内の具体的な業務内容を明記（資料2-2警備業務実施要項別紙4の3頁）
 - ・（警備業務）総合案内の資格要件「警備員C」を半年以上の受付業務の経験を有する者と修正（資料2-2警備業務実施要項別紙4の5頁）
 - ・（警備業務）閉庁日の翌日は共用部分の開錠作業等のため、午前7:30～8:30の間、警備員Cを2ポストとすることを追記（資料2-2警備業務実施要項別紙4の1頁）

以上